

刑事施設の被収容者の宗教的自由

—— 岐阜地裁平成24年2月2日判決（国家賠償請求事件、平成23年（ワ）第479号、LEX/DB）（①事件）、名古屋地裁平成24年6月14日判決（国家賠償請求事件、平成23年（ワ）第5512号、LEX/DB）（②事件） ——

岡山大学大学院法務研究科教授

田 近 肇

【事実の概要】

〈①事件〉

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第66条1項は、受刑者及び死刑確定者に対し、面会の申出が予想される者について、その氏名・住所・受刑者との関係・交通の目的等を届け出るよう求めることができると定めている。岐阜刑務所では、この届出は面会許可申請書を提出して行い、この申請書に記載のない相手及び調査・審査の結果「否」と判定された相手とは原則として面会を認めないという取扱いがなされていた。

岐阜刑務所における受刑者である原告は、信仰を交通目的として、以前に4回ほど面会したことのある名古屋修道院のシスター及び神の愛の宣教会¹のシスターを「面会の申出をすることが予想される者」として記載し届け出た。これに対し、岐阜刑務所長は、原告と本件シスターとの面会について「否」とする判定をしたため、原告は、信教の自由の侵害等を理由として、国家賠償請求訴訟を提起した。

〈②事件〉

本件は、名古屋拘置所に収容中の死刑確定者である原告が、教誨師への書籍の交付及び信書の発信等の申請を不許可とされたことが違法であるとして、国家賠償を請求した事案である。具体的には、本件原告は、約15年にわたってキリスト教日本聖公会に所属する教誨師の教誨を受けてきたところ、(a)私物である、旧約聖書に関する書籍を「聖書及び祈祷書を貰った御礼として」同教誨師に交付することを申請し、また、(b)キリスト教に関する記述を内容とする信書を同教誨師に発信することを申請したところ、拘置所長は、(a)については「刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがある」（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下、「刑事収容施設法」という。）第50条）として、また、(b)については同法第139条に規定する信書に当たらないとして、いずれも不許可の処分を行っていた。

¹ 些細なことながら、LEX/DBに掲載の判決文では「神と愛の宣教会」とされているが、「神の愛の宣教会」の誤りと思われる。

【判 旨】

〈①事件〉 一部認容、一部棄却

「実際に面会希望者からの申出がない時点でなされた本件措置は、法令に基づく処分ではないから、原告に対し法的効力を及ぼすものとは認められない」が、「事前に『否』と判定された者とは面会ができない可能性が高いし、少なくとも、事前に許可された者以外との面会を希望する受刑者にとっては、そのような者と連絡を取って面会を求める機会を事実上奪うことになりかねず、その意味で原告の法的利益を侵害する可能性がある」。

刑事収容施設法上、「適正な外部交通が受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するものであること」に留意すべき旨が定められ（第110条）、また、被収容者の信教の自由を尊重しなければならない旨が定められている（第67条及び第68条）ことに加えて、「一般に宗教関係者との面会は受刑者の改善更生に資する側面を有していると考えられることに照らせば、本件シスターが〔刑事収容施設法〕111条1項3号の『面会により受刑者の改善更生に資すると認められる者』に当たると解する余地も十分ある」。

仮に、本件シスターがこれに当たらないとしても、「受刑者と宗教関係者との面会の必要性を安易に否定することは相当でないと考えられる上、原告が……本件シスターを含むシスターと4回にわたり面会をしていることなどを考慮すれば、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は原告の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがない限り、同条2項により本件シスターとの面会が許可されるべきと解される……（通常、上記おそれはないものと考えられる。）」。

「原告と本件シスターとの面会が〔刑事収容施設法〕111条1項3号又は同条2項により面会が許されると解する余地が十分あるにもかかわらず、岐阜刑務所長が、本件措置により、原告に対し、実際に本件シスターから面会申請があったとしても原則認められないと判断したことは、法令の根拠に基づかないだけでなく、法令の解釈をも誤ったものというほかな」い。

〈②事件〉 一部認容、一部棄却

(a)に関して、本件の事実関係に照らせば、「本件書籍の交付申請が認められたからといって、経験豊かな教誨師である……牧師が原告に親密な感情を抱いてその便宜を図るような状況に陥ったり、精神的な負担を感じて教誨師を辞すような事態となることは考え難いし、これによって、他の被収容者との公平を害したり、原告が……牧師への保管私物等の交付申請を繰り返すような事態を招くといったことも想定し難」く、本件交付が「刑事収容施設法50条1号所定の『刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき』に該当するということではできない」。したがって、「本件交付不許可処分は、刑事収容施設法50条1号の不許可要件を欠くものとして違法であるのみならず、……国家賠償法上も違法」である。

(b)に関しては、「原告にとって、本件信書を発信することは、その心情の安定に資するものであったというべきであり、そうすると、本件信書は、権利発受が認められる「発受により死刑確定者

の心情の安定に資すると認められる信書」(刑事収容施設法第139条1項3号)に当たる。

もっとも、刑事施設の長は「発受によって刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき」(同法第129条1項3号)には信書の発受を差し止めることができる。しかし、「本件信書の発信が認められたからといって、経験豊かな教誨師である……牧師がこのような本件信書を読んで負担を感じるものとは考え難」く、「本件信書の発信を契機として他の被収容者からも同様の申請が殺到するような状況になるというのも、容易に想定し難いところであり、本件信書の発信を認めたからといって、……牧師が精神的負担を感じて教誨師を辞するような事態が生ずることは考え難い」から、本件信書は「発受によって刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき」には該当しない。したがって、「本件発信不許可処分は、刑事収容施設法139条1項に違反する違法なものであるのみならず、……国家賠償法上も違法というべきである。」

【検 討】

1 本判決の位置づけ

この2つの判決は、刑事施設の被収容者の信教の自由に好意的な判断がなされたという点で、特筆すべき裁判例といえる。管見の限り、宗教者との面会または信書の発受の不許可が違法と判断されたのは、この2つの裁判例が初めてであるように思われる。

表面的には、この2つの判決で問題となっているのは、刑事収容施設法の解釈・適用にすぎない。すなわち、①事件で岐阜地裁が説いているのは、宗教者は権利面会が認められる「受刑者の更生保護に関係のある者」(刑事収容施設法第111条1項3号)に当たると解釈しうることで、仮にこれに当たらないとしても、一方では被収容者の宗教的自由に適切に配慮する必要がある、他方では本件の事実関係に照らせば、裁量面会が許されるべきであったということなのであり、②事件で名古屋地裁が説いているのも、宗教者に宛てた、新約聖書の解釈等を内容とする本件信書は権利発受が認められる「死刑確定者の心情の安定に資すると認められる信書」(同法第139条1項3号)に当たり、その発受の差し止め(同法第141条及び第129条1項3号)が認められるような事情は本件では存在しなかったというにとどまる。

このように、岐阜地裁も、名古屋地裁も、信教の自由(憲法第20条1項)を正面から説いているわけではない。しかし、この2つの事件で問題となっている具体的な利益——信仰を目的として宗教者と面会するという利益及び宗教を内容とする信書を宗教者との間で発受するという利益——は、何よりも、信教の自由の一内容として憲法上保障されたものであると考えるべきであろう。直接の面会という形であれ、信書の発受という形であれ、宗教上の悩みを打ち明け、教えを受けるなどするために宗教者と交通するということは、宗教の実践にとって不可欠であるように思われるからである。このことは、「宗教関係者との面会の必要性を安易に否定することは相当ではない」という岐阜地裁の説示にみられるように、この2つの判決においても十分に意識されていたといえる。

つまり、この2つの事件においては、刑事収容施設法の解釈・適用が問題となっているといっても、被収容者の信教の自由が確保されるような解釈・適用が問題となっていたのであり、その意味で、この2つの裁判例は、いわば「憲法判例」として、憲法の観点からも関心を寄せざるをえない。

2 被収容者の宗教的自由と憲法

刑事施設内での宗教活動に対する態度は、時代によって変遷してきた。旧憲法下では、明治41年の監獄法は「受刑者ニハ教誨ヲ施ス可シ」（第29条）と定めており、受刑者に対して宗教教誨が強制的に行われていたようである²。しかし、政教分離原則を定める現憲法の施行後は反対に、刑事施設内での宗教教誨が憲法第20条3項に反しないかが問題とされるようになった³。その結果、監獄法第29条にいう「教誨」は一般教誨のみを指し、宗教教誨はこれには含まれないと解釈されるようになり⁴、任意的な宗教教誨は、監獄法上の根拠のないまま通達に基づいて実施されていたようである⁵。

しかし、今日、刑事施設における被収容者の宗教活動に関しては、政教分離原則は「根本的には個人の信教の自由の保障を確実にすることに向けられた制度」⁶であるにもかかわらず、宗教施設を訪問するなどの外出の自由が制約された刑事施設の被収容者が自発的に教誨を申し出た場合に、刑事施設が国の施設であるという一事をもってこれを認めないとするならば、「かえって個人の信教の自由を尊重することにならない結果」になるという認識が一般的になっている⁷。よく知られているように、最高裁もまた、政教分離原則を完全に貫こうとすると「不合理な事態を生ずる」例として、「刑務所等における教誨活動」を挙げている⁸。

監獄法に代えて制定された刑事収容施設法は、被収容者の信教の自由を実質的に保障するため、被収容者が「礼拝その他の宗教上の行為」を行い、「宗教上の儀式行事」に参加し、「宗教上の教誨」を受けうることを認めている（第67条及び第68条）⁹。そして、①事件及び②事件は、そうした宗教

² 近藤哲城「宗教教誨の変遷といま」赤池一将＝石塚伸一編著『矯正施設における宗教意識・活動に関する研究』（日本評論社、平成23年）97頁、99頁。また、林眞琴ほか『逐条解説刑事収容施設法〔改訂版〕』（有斐閣、平成25年）277頁も参照。

³ この点につき、大阪地判昭和33年8月20日行集9巻8号1662頁及び東京地判昭和36年9月6日行集12巻9号1841頁を参照。

⁴ 中山厚「矯正施設における宗教活動の現状と課題」赤池＝石塚・前掲注(2)77頁、82頁及び近藤・前掲注(2)101頁。また、林ほか・前掲注(2)277頁も参照。

⁵ 近藤・前掲注(2)102頁。

⁶ 佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂、平成23年）233頁。

⁷ 佐藤・前掲注(6)233頁及び239頁、初宿正典『憲法2基本権〔第3版〕』（成文堂、平成22年）232頁、大石眞『憲法講義Ⅱ〔第2版〕』（有斐閣、平成24年）169頁、中山・前掲注(4)80頁などを参照。

⁸ 津地鎮祭事件に関する最大判昭和52年7月13日民集31巻4号533頁。

⁹ また、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則上、調髪・ひげそりに関して、被収容者の宗教を考慮すべき旨が定められている（第26条4項）。

上の行為や宗教教誨に加え、面会や信書の発受といった被収容者の外部交通についても、宗教的自由の確保という観点から見直す必要があることを明らかにしたものということができよう。

3 被収容者の宗教的自由の確保に向けて

では、面会や信書の発受は、被収容者の宗教的自由という観点からは、どのように見直されるべきだろうか。この点、例えば、受刑者の面会に関する第111条については、少なくとも信仰を目的として宗教者との面会が申し出られた場合には、その宗教者は原則として、権利面会が認められる「受刑者の更生保護に係る者」に当たると解釈すべきではないか。また、死刑確定者の面会に関する第120条についても同様に、宗教者は原則として、「死刑確定者の心情の安定に資すると認められる者」に当たると解釈すべきであろう。というのは、刑事施設の長が主導して行われる教誨ではなく、刑事施設の長が依頼した宗教家以外の宗教家に対して被収容者が個人的に依頼して行われる教誨は、刑事収容施設法上、「面会」に当たると解されているからである¹⁰。

これに対しては、刑事施設の長が主導して行われる教誨について、刑事収容施設法は刑事施設の長に対し「被収容者が……教誨を受けることができる機会を設けるように努めなければならない」（第68条2項。傍点筆者）と定めているにすぎず、宗教教誨が権利として保障されているわけではない¹¹こととの均衡を失するという批判があるかもしれない。しかし、宗教教誨は、被収容者の改善更生や心情の安定を図るための刑事政策上の一手段というだけでなく、閉鎖的な公的施設にある者の宗教的必要に応えるためのものでもあるのであって、実は、そもそも刑事収容施設法が「機会を設けるように努めなければならない」と定めるにとどめていること自体、信教の自由の観点からは問題があるように思われるのである。

信書の発受に関しては、受刑者の場合、基本的にはこれを許すこととし（刑事収容施設法第126条）、「発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき」及び「発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき」にはその差止め等を行うことができるものとされている（同法第129条1項3号及び6号）。この点、一般的には、宗教者との信書の発受は「受刑者の矯正処遇の適切な実施」に資するものでこそあれ、これに「支障を生ずるおそれ」は通常はないであろうし、「刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがある」とも通常は考えられないであろう。仮に、宗教者との信書の発受についてそのような「おそれ」を観念しうるとしても、そうした信書の発受が信教の自由の保護領域に含まれると解される以上、この「おそれ」は限定的に解釈される必要があるだろう。それゆえ、②事件で被告側が主張していたような、被収容者からの信書が増加すると宗教者が感じる精神的負担が増すというようなことまでここ

¹⁰ 林ほか・前掲注(2)284頁及び537頁参照。

¹¹ 林ほか・前掲注(2)283頁。

でいう「おそれ」に含めるのは、そもそも適当ではないように思われる。

他方で、死刑確定者については、受刑者の場合とは異なって、信書の発受が一般的に認められるわけではない（刑事収容施設法第139条）。しかし、死刑確定者が信書の発受をすることができる範囲は面会が許される範囲と同じなのだとしたら¹²、名古屋地裁が説くように、宗教を内容とする宗教者との信書は、権利発受が認められる「死刑確定者の心情の安定に資すると認められる信書」（第139条1項3号）に当たると解するべきであろう。こう解するにしてもその発受の差止め等はあるが、その場合についても、受刑者による信書の発受について述べたのと同様に考えるべきである。

さらに、①事件及び②事件では問題となっていないが、被収容者の宗教的自由という観点からは、宗教的な書籍の閲覧についても問題にすることができよう。刑事収容施設法は、書籍の閲覧について、「刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき」及び「その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき」には自弁での書籍等の閲覧を禁止することができる旨を定めているが（第70条1項1号及び2号）、ここでもやはり、信書の発受について述べたのと同じことが当てはまるはずである¹³。

いずれにせよ、これまで、刑事収容施設法第67条及び第68条が明文で認める「礼拝その他の宗教上の行為」、「宗教上の儀式行事」への参加、「宗教上の教誨」を越えて、刑事施設の被収容者の宗教的自由が論じられることは必ずしも多くなかったように思われる。しかし、被収容者の宗教的自由を確保するためには、刑事施設の実態に広く目を向け、刑事収容施設法の解釈を洗いなおす必要があるし、さらには刑事収容施設法それ自体の見直しにも目を向ける必要があるように思われる¹⁴。

¹² 林ほか・前掲注(2)711頁。

¹³ 「よど号」新聞記事抹消事件に関する最大判昭和58年6月22日民集37巻5号793頁も参照。

¹⁴ なお、刑事収容施設法附則第41条は、施行日から5年以内に同法の施行状況を検討し、必要な措置を講ずるべき旨を定めており、日本弁護士連合会の「刑事被収容者処遇法『5年後見直し』に向けての改革提言」（平成22年11月17日）は、「被収容者の宗教に深く根差した食習慣等にまったく配慮を見せない施設が存在」する現状を問題にして、被収容者の「宗教・食事・生活習慣・文化等を可能な限り尊重し、特段の配慮を要する旨の一般的規定」を同法に設けることを提案している。